

交渉情報	NO.41	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2016年11月25日	添付資料:1枚

時給制契約社員の最低賃金に関する精算について

日本郵便信越支社総務・人事部は、本日（11月25日）「時給制契約社員の最低賃金に関する精算」について地方本部に説明してきました。

1 概要

地域別最低賃金の改定（長野県：746円⇒770円（24円UP）、新潟県：731円⇒753円（22円UP））に伴い、10月1日付けで時給制契約社員の賃金単価の見直しを行ったところ。

しかし、11月勤務時間報告（10月末）までに非正規社員管理システムの雇用マスタを更新しなかった郵便局があり、見直し前の賃金単価で勤務時間報告を行ったため、精算（誤支給）が発生したというものです。

2 誤支給の発生原因

- ・作業期限を誤り、他業務を優先したため、期限を経過した。
- ・外務社員については、80円加算した金額であるところ、その認識がなかったため、最低賃金を上回っていると判断した結果、外務社員のみ作業を漏らし誤支給となった。
- ・自局で作業対象者リストを作成したが、当該社員の名前を漏らしてしまった。
- ・当該社員は朝・夕に勤務しているため、マスタが2つあり、1つは対応したがもう1つを失念した。等

3 精算

1) 対象局数等

	局数	人数（合計）	精算金額（合計）
対象人数が5名以上	3局	158人	484,881円
対象人数が4名以下	7局	13人	26,091円
合計	10局	171人	510,972円

※ 対象局（10局）

- ・新発田・木曽福島・岡谷・長野南・小諸・新潟西・塩尻・白根・三条・伊那局

2) 精算時期

12月月例給与で精算

4 再発防止策

当該時期に支社から注意喚起を実施。

以上の説明を受け、地本では

1) 20系（旧事業系）だけの発生の理由は。

※ 20系は各局においてマスタ更新を行うことによる（30系は長野共通事務集約センターで処理）。

2) 対象者への対応は。

※ 当該局より対象者一人ひとりにお詫びし、12月給与で精算となることを伝える。

3) 誤支給、未支給が度々発生している。地本も議案書に記載し、再発防止について強く求めている。注意喚起だけでなく、時節に併せた指導や職場での複数によるチェックも必要でないか。

※ 2度と再演しないよう対策を行っていく。

【労使対応】 当該局における単局窓口